

議案第215号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、  
次の事項について付議します。

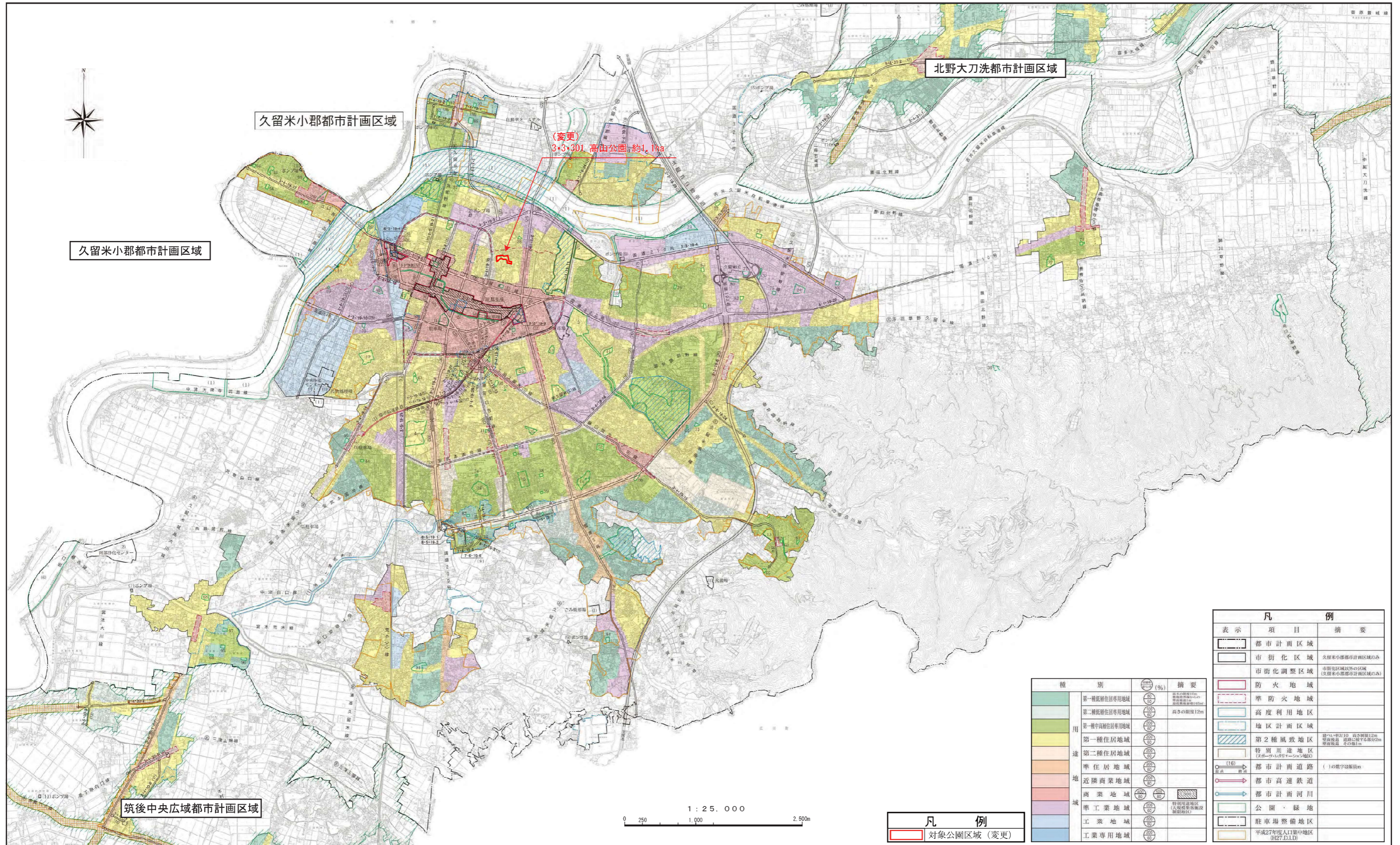
久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）について

令和3年10月1日

久留米市長 大久保 勉



久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）  
 総括図 S=1/25,000



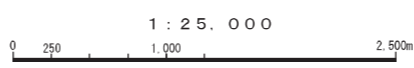
久留米小郡都市計画区域

久留米小郡都市計画区域

北野大刀洗都市計画区域

(変更)  
 3-3-301 高山公園, 約1.1ha

筑後中央広域都市計画区域



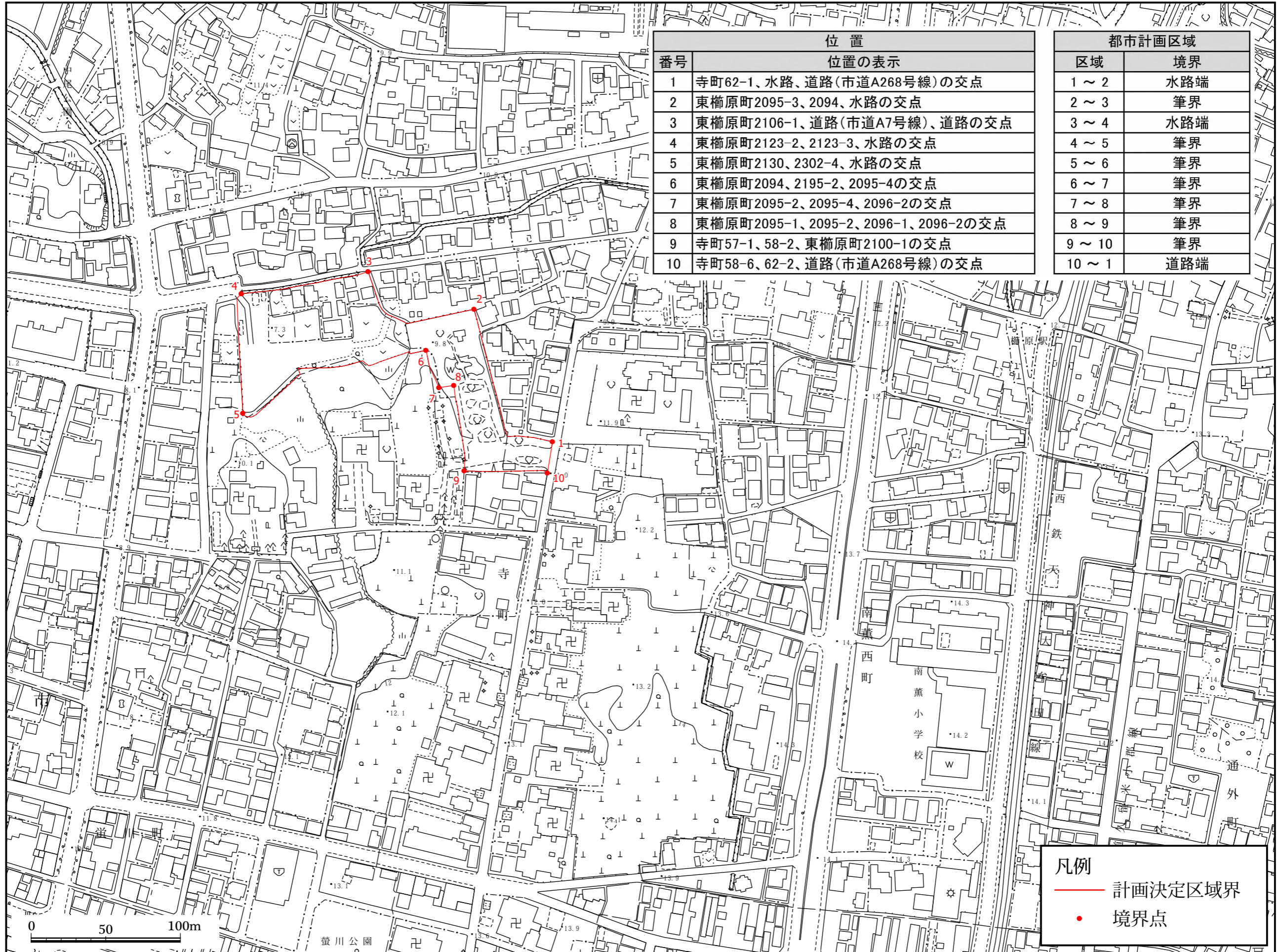
凡例  
 対象公園区域（変更）

種別	割合 (%)	摘要
第一種低層住居専用地域	20/30	高さの制限10m
第二種低層住居専用地域	20/30	高さの制限12m
第一種中高層住居専用地域	20/30	高さの制限12m
第一種住居地域	20/30	
第二種住居地域	20/30	
準住居地域	20/30	
近隣商業地域	20/30	
商業地域	40/50	
準工業地域	20/30	特別用途地区(大規模商業施設設置地区)
工業地域	20/30	
工業専用地域	20/30	

凡例		
表示	項目	摘要
[Solid line]	都市計画区域	
[Dashed line]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Dotted line]	市街化調整区域	市街化区域以外の区域(久留米小郡都市計画区域のみ)
[Red dashed line]	防火地域	
[Red dashed line]	準防火地域	
[Blue hatched]	高度利用地区	
[Blue hatched]	地区計画区域	
[Blue hatched]	第2種風致地区	建ぺい率30% 高さ制限12m 準防火地域 高さ制限20m 準防火地域 高さ制限20m 準防火地域 高さ制限20m
[Blue hatched]	特別用途地区(2区-2-1/2-1/2-2地区)	
[Blue hatched]	都市計画道路	( )の数字は幅員m
[Blue hatched]	都市計画鉄道	
[Blue hatched]	都市計画河川	
[Green hatched]	公園・緑地	
[Green hatched]	駐車場整備地区	
[Green hatched]	平成27年度人口集中地区(H27.D.I.D)	

都市計画公園 3・3・301高山公園  
計 画 図

1:2,500



位置	
番号	位置の表示
1	寺町62-1、水路、道路(市道A268号線)の交点
2	東櫛原町2095-3、2094、水路の交点
3	東櫛原町2106-1、道路(市道A7号線)、道路の交点
4	東櫛原町2123-2、2123-3、水路の交点
5	東櫛原町2130、2302-4、水路の交点
6	東櫛原町2094、2195-2、2095-4の交点
7	東櫛原町2095-2、2095-4、2096-2の交点
8	東櫛原町2095-1、2095-2、2096-1、2096-2の交点
9	寺町57-1、58-2、東櫛原町2100-1の交点
10	寺町58-6、62-2、道路(市道A268号線)の交点

都市計画区域	
区域	境界
1 ~ 2	水路端
2 ~ 3	筆界
3 ~ 4	水路端
4 ~ 5	筆界
5 ~ 6	筆界
6 ~ 7	筆界
7 ~ 8	筆界
8 ~ 9	筆界
9 ~ 10	筆界
10 ~ 1	道路端

凡例  
— 計画決定区域界  
● 境界点

久留米小郡都市計画公園の変更(久留米市決定)

久留米小郡都市計画公園中3・3・301号高山公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	3・3・301	高山公園	久留米市東櫛原町字西牛居、東白土、野添、寺町	約1.1ha	変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

(別紙)

## 理 由 書

久留米小郡都市計画公園 3・3・301 号高山公園は、久留米市の市街地北部に位置しており、僅少であった市街地内の都市公園面積を確保し、健全なる都市の発展と市街地構成の調和を図ることを目的として、昭和 37 年に都市計画決定した近隣公園である。

都市計画決定時、筆界等を区域境界として計画図で定めていたが、計画図（区域形状）と地番図（地番、筆界）に齟齬が生じており、整合を図る必要がある。

また、計画決定当時は田畑であったが、計画地周辺の宅地化が進み、現在は土地利用状況が大きく変化しており、計画区域北側境界であった都市計画道路 3・4・19 号篠山町櫛原駅線は、平成 24 年に廃止している。

そこで、都市計画公園区域の整合を図るとともに、現在の土地利用状況等を踏まえ、合理的な公園形状を確保するため、公園区域の一部変更を行うものである。